

第3号（令和元年6月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【告示】**

△	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育人材課】	3
△	児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】	4
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	5
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】	6
△	児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】	8
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	9

**【公告】**

△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	10
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	12
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	14
△	同 【経済局商業振興課】	16
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	17
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壤環境課】	18
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	19
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	20
△	同 【環境創造局水・土壤環境課】	21
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	22
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	23
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	24
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	25
△	横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	26
△	事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	27
△	事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	28
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	29
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	30
△	同 【建築局調整区域課】	31
△	同 【建築局調整区域課】	32
△	同 【建築局調整区域課】	33
△	同 【建築局調整区域課】	34

△	同	【建築局調整区域課】	35
△	同	【建築局調整区域課】	36
△	同	【建築局調整区域課】	37
△	同	【建築局調整区域課】	38
△	同	【建築局調整区域課】	39
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	40
△	同	【建築局市街地建築課】	41
△	同	【建築局調整区域課】	42
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	43
△	同	【建築局建築指導課】	44
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	45
△	同	【建築局建築指導課】	46
<b>【区告示】</b>			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【神奈川区地域振興課】	47
△	同	【港南区地域振興課】	48
△	同	【神奈川区地域振興課】	49
△	同	【神奈川区地域振興課】	50
△	同	【西区地域振興課】	51
△	同	【鶴見区地域振興課】	52
△	同	【緑区地域振興課】	53
△	同	【緑区地域振興課】	54
△	同	【泉区地域振興課】	55
△	同	【泉区地域振興課】	56
△	同	【泉区地域振興課】	57
△	同	【戸塚区地域振興課】	58
<b>【交通局】</b>			
△	職員の懲戒処分	【人事課】	59

## 告 示

横 浜 市 告 示 第 59 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払  
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁 目34番地の14	令和元年5月27日 から令和2年3月 31日まで

## 横 浜 市 告 示 第 60 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	豊 岡 ひ ま わ り 保 育 園
設 置 者	有 限 会 社 ブ リ ッ ジ マ ネ ジ メ ン ト サ ー ビ ス
代 表 者	代 表 取 締 役 生 方 文
経 営 責 任 者	海 老 名 玲 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	412.93 m <sup>2</sup>
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 豊 岡 町 35 番 26 号

## 横浜市告示第61号

## 児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成31年3月29日
設置年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	クラ・ゼミ保育園 吉野町
設置者	株式会社クラ・ゼミ
代表者	代表取締役 倉 橋 義 郎
経営責任者	木 村 尚 美
規模（延床面積）	260.98 m <sup>2</sup>
定員	43人
所在地	南区吉野町1丁目1番地の5

横浜市告示第62号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年5月1日	医療法人渋谷医院	磯子区杉田一丁目1番1号	病院又は診療所
同	よこはま高島町クリニック	西区高島二丁目10番32号	同
同	医療法人社団嵐山会シティクリニック	都筑区茅ヶ崎中央51番10号	同
同	医療法人社団HK N横浜ポートサイド中崎クリニック	神奈川区大野町1番地の25	同
同	つる薬局鶴見店	鶴見区鶴見中央一丁目19番4号	薬局
同	クリエイト薬局川島町店	旭区川島町 2,884 番地の1	同
同	泥亀薬局	金沢区泥亀二丁目8番18号	同
同	ヒロ調剤薬局	中区本郷町2丁目42番	同
同	薬局トモズ横浜ベイクォーター店	神奈川区金港町1番地の10	同
同	あやめ薬局	西区高島二丁目10番32号	同
同	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目14番8号	同
同	すかい薬局	旭区二俣川2丁目22番地の1	同
同	訪問看護リハビ	金沢区泥亀一丁目16	訪問看護事業

	リステーション かなぶん	番 13 号	者
同	ライフエール訪問看護リハビリステーション	港北区篠原町 1,211 番地の1	同
同	しろかも訪問看護リハビリステーション	緑区白山二丁目15番 5号	同
同	あい訪問看護・リハビリステーション	磯子区丸山一丁目15 番1号	同

横浜市告示第63号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 3月31日	ななほし薬局本 牧店	中区本郷町2丁目42 番地	薬局
平成31年 4月27日	なみき薬局	金沢区並木二丁目8 番2号	同



横 浜 市 告 示 第 64 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

令和元年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 5月1日	まごころ薬局戸塚店	戸塚区戸塚町 4,710番地	薬局
同	泥亀薬局	金沢区泥亀二丁目8番18号	同
同	クリエイト薬局港北大曾根店	港北区樽町一丁目13番3号	同
同	クリエイト薬局旭二俣川店	旭区二俣川1丁目68番地の1	同
同	フジオカ薬局	港南区丸山台一丁目11番4号	同
同	おれんじハウスこども訪問看護ステーション	神奈川区栄町2番地の8	訪問看護
同	訪問看護ステーションプラチナコミュニティ花咲町	西区花咲町5丁目13番地の14	同
同	あい訪問看護・リハビリステーション	磯子区丸山一丁目15番1号	同
同	ライフエール訪問看護リハビリステーション	港北区篠原町 1,211番地の1	同
同	しろかも訪問看護リハビリステーション	緑区白山二丁目15番5号	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 51 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 5 月 14 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 湧	牧 信 宏	保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 3 番 地 の 15	こ の 法 人 は 、 重 症 心 身 障 害 者 に 対 し て 、 安 心 し て 過 ご す こ と が で き る 住 環 境 を 提 供 す る こ と に よ り 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 の 支 援 に 関 す る 事 業 を 行 い 、 社 会 福 祉 の 増 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 元 年 5 月 14 日	N P O 法 人 南 の 和	中 山 喜 己 雄	旭 区 善 部 町 24 番 地 の 2	こ の 法 人 は 、 地 域 の 子 ど も 及 び 保 護 者 に 対 し て 、 子 ど も の 放 課 後 の 居 場 所 づ く り に 関 す る 事 業 を 行 い 、 子 ど も の 健 全 育 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す

				る。
--	--	--	--	----

横浜市公告第52号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和元年6月5日

横浜市 市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年5月20日	特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ	須田 幸 隆	保土ヶ谷区釜台町5番5-5-20号	<p>変更前 この法人は、成年後見制度の利用を必要とする人及び一般市民に対して、財産管理はもとより身上監護を一層大切にした成年後見サビス等を提供することや人権擁護の推進を図る活動を通し、誰もが安心して生活できる社会創りに寄与することを目的とする。</p> <p>変更後 この法人は、成年後見制度の利用を必要とする人及び一</p>

				般市民に 対して、 財産と 管理は もとし より身 上保大 護を一 層切に にした 切にし た成一 年後見 サ一提 年等を ビス等 をこと 供する こ擁護 や人權 擁護の の推進 を図通 る活動 をなが し、誰 もが生 安心し て居る 社会を 創りに 会すこ 与する を目的 とする 。
--	--	--	--	--

横 浜 市 公 告 第 53 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

駒岡ショッピングセンター  
鶴見区駒岡五丁目6番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社  
代表取締役 井出 武 美  
千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡 崎 双 一 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡 崎 双 一 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか	イオンリテール株式会社 代表取締役 井 出 武 美 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか

(4) 変更の年月日

平成31年3月1日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

平成31年4月26日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第54号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M A R K I S みなとみらい  
西区みなとみらい三丁目5番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 池谷 幹 男  
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社はなまるフードサービス 代表取締役 川 名 勝 経 静岡県沼津市大手町5丁目8番2号 ほか 119 者	株式会社はなまるフードサービス 代表取締役 川 名 勝 経 港北区新横浜二丁目5番地の1 ほか 116 者

(4) 変更の年月日

平成30年11月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和元年5月16日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課



横 浜 市 公 告 第 55 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
 土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
 づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
 に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
 指 定 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
 鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 24 及 び 4 番 の 6 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
 ク ロ ロ エ チ レ ン 、 シ ス ー 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 -  
 ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 カ ド  
 ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ の 化 合  
 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化  
 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
 カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ  
 の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び  
 そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 56 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
31 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 60 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解  
除 す る。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 29 番 の 4 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

## 横 浜 市 公 告 第 57 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
28 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 492 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 上 倉 田 町 字 堀 内 前 171 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

## 横 浜 市 公 告 第 58 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 末 吉 町 2 丁 目 32 番 及 び 33 番 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 59 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
緑 区 三 保 町 字 天 神 前 2,011 番 の 9 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横浜市公告第60号

## 排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文 子

## 1 排水設備指定工事店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
30561	有 限 会 社 K S Y	佐 藤 史 悠 也	神 奈 川 区 白 幡 上 町 38 番 22 号
30562	株 式 会 社 ケ イ エ ス 設 計	猪 野 孝 一	神 奈 川 区 反 町 1 丁 目 6 番 地 の 1
11662	新 興 電 設 工 業 株 式 会 社	池 松 忠 彦	西 区 戸 部 町 2 丁 目 46 番 地 の 1
30563	株 式 会 社 真 功 工 業	浦 瀬 真 吾	南 区 永 田 東 二 丁 目 40 番 10 号
11663	株 式 会 社 わ た な べ	渡 邊 敬 介	港 北 区 高 田 西 一 丁 目 12 番 32 号
30564	有 限 会 社 コ ヤ マ 住 設	小 山 正 次	港 北 区 新 羽 町 936 番 地
11664	株 式 会 社 本 郷 水 道 設 備	柘 植 野 優	緑 区 東 本 郷 六 丁 目 1 番 17 号
11665	株 式 会 社 サ ト 一 建 設	佐 藤 寿 男	都 筑 区 東 方 町 862 番 地
30565	合 資 会 社 横 浜 ソ ー シ ャ ル マ ネ ジ メ ン ト	浅 沼 誠	戸 塚 区 上 倉 田 町 2,044 番 地 の 55
11666	三 輝 建 設 株 式 会 社	山 田 順 彦	栄 区 小 山 台 二 丁 目 29 番 5 号
11667	沼 田 設 備	沼 田 裕 一	伊 勢 原 市 下 谷 668 番 地 の 1
30566	株 式 会 社 M A R U Z E N	太 田 勝 也	川 崎 市 高 津 区 子 母 口 51 0 番 地 の 5
30567	株 式 会 社 タ イ ト ー	宮 崎 元 希	川 崎 市 宮 前 区 野 川 3,21 4 番 地 の 18
11668	U n i t y	比 嘉 幸 太 郎	大 和 市 深 見 2,019 番 地 の 6

## 2 指定有効期間

令和元年6月1日から令和5年10月31日まで

横浜市公告第61号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年6月5日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
平成31年 3月28日	00041	有限会社佐藤 設備工業所	(新) 佐藤 誠	神奈川区六角 橋六丁目25番 19号
			(旧) 佐藤 光治	
平成31年 4月1日	10118	清水建設株式 会社横浜支店	(新) 新村 達也	中区吉田町65 番地
			(旧) 山崎 明	
平成31年 4月1日	00061	株式会社協和 日成神奈川支 店	(新) 川野 茂	川崎市高津区 末長4丁目7 番8号
			(旧) 北村 眞隆	
平成31年 3月14日	00892	(新) 積和建設神 奈川株式会社 厚木事業所	竹花 嗣生	(新) 座間市小松 原1丁目15番 地の12
		(旧) 積和建設神 奈川株式会社 藤沢事業所		(旧) 藤沢市亀井 野 3,092 番地 の1
平成31年 4月1日	00885	株式会社双和	(新) 細 沼 岳 史	座間市明王3 番地の8
			(旧) 細 沼 和 子	

横 浜 市 公 告 第 62 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30536	株 式 会 社 ワ イ ズ リ フ ォ ー ム	港 北 区 綱 島 東 五 丁 目 3 番 1 号	令 和 元 年 5 月 31 日
00956	有 限 会 社 森 田 設 備	横 須 賀 市 久 里 浜 7 丁 目 7 番 19 号	平 成 31 年 3 月 31 日



横 浜 市 公 告 第 63 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林

文 子

放 置 場 所	車 名
鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 一 丁 目	ホ ン ダ ジ ョ イ ド
神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町	ス ズ キ G S X - 400 S
都 筑 区 二 の 丸	ホ ン ダ N S R
南 区 井 土 ヶ 谷 上 町	ホ ン ダ フ ォ ル ツ ァ

横 浜 市 公 告 第 64 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予  
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路  
3 ・ 4 ・ 21 号 東 京 丸 子 横 浜 線 （ 箕 輪 地 区 ）
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域  
港 北 区 箕 輪 町 二 丁 目 707 番 の 31

## 横 浜 市 公 告 第 65 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和元年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域  
港北区箕輪町二丁目707番の31
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・4・21号東京丸子横浜線（箕輪地区）

## 横 浜 市 公 告 第 66 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の  
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和元年6月5日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名  
中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 届出をすべき土地の区域  
港北区箕輪町二丁目707番の31
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・4・21号東京丸子横浜線（箕輪地区）

横 浜 市 公 告 第 67 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 68 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 8 月 22 日 第 30 開 1207 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
緑 区 長 津 田 七 丁 目 1 番 41 号  
小 泉 俊 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 長 津 田 七 丁 目 2,820 番 の 1 、 2,825 番 の 5 、 2,826 番 の 7  
、 2,826 番 の 8 及 び 2,826 番 の 9 の 各 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 69 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 8 月 29 日 第 30 開 1713 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 翁 町 1 丁 目 4 番 地 の 5  
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ア ー キ テ ク ト  
代 表 取 締 役 太 田 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 桜 台 24 番 の 9 及 び 24 番 の 45 か ら 24 番 の 48 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 70 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 11 月 2 日 第 30 開 1118 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 大 豆 戸 町 1,212 番 地 の 3  
株 式 会 社 東 栄 興 産  
代 表 取 締 役 笈 川 善 次
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 豆 戸 町 223 番 及 び 223 番 の 3 の 各 一 部



## 横 浜 市 公 告 第 71 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 11 月 14 日 第 30 開 1812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号  
ナ イ ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 杉 田 理 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 川 和 台 7 番 の 1 の 一 部 、 7 番 の 3 の 一 部 、 7 番 の 26 番 、  
7 番 の 27 、 7 番 の 34 、 7 番 の 50 の 一 部 、 7 番 の 71 か ら 7 番 の 73 ま  
で 及 び 7 番 の 81 か ら 7 番 の 84 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 72 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 11 月 28 日 第 30 開 405 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 根 岸 旭 台 32 番 地  
新 井 榮 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
中 区 根 岸 旭 台 19 番

横 浜 市 公 告 第 73 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 平 成 30 年 12 月 20 日 第 30 開 612 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
 株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
 代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 港 南 区 日 野 六 丁 目 451 番 の 63 及 び 451 番 の 92

## 横 浜 市 公 告 第 74 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 1 月 8 日 第 30 開 1731 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 本 町 1 丁 目 31 番 11 号  
ア グ レ 都 市 デ ザ イン 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 林 竜 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 松 風 台 13 番 の 7

## 横 浜 市 公 告 第 75 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 1 月 31 日 第 30 開 1214 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号  
株 式 会 社 飯 田 産 業  
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 台 村 町 627 番 の 1 、 629 番 の 1 、 630 番 の 1 、 631 番 の 1  
、 631 番 の 3 及 び 633 番 の 1 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 76 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 2 月 22 日 第 30 開 1612 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 武 蔵 野 市 境 2 丁 目 2 番 2 号  
株 式 会 社 飯 田 産 業  
代 表 取 締 役 千 葉 雄 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 中 田 北 二 丁 目 2,064 番 の 1 、 2,064 番 の 8 から 2,064 番 の  
11 ま で 、 2,064 番 の 13 から 2,064 番 の 19 ま で 、 2,065 番 の 10 から  
2,065 番 の 13 ま で 及 び 2,065 番 の 27 から 2,065 番 の 39 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 77 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 3 月 27 日 第 30 開 1816 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 栄 町 7 番 地 の 1  
株 式 会 社 K T グ ル ー プ  
代 表 取 締 役 社 長 上 野 健 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 川 向 町 880 番 の 1 及 び 880 番 の 2

## 横 浜 市 公 告 第 78 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 7 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 5 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
19.65 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 17 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド  
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎



## 横 浜 市 公 告 第 79 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 12 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 5 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.45 m
- 4 道 路 の 延 長  
26.73 m
- 5 指 定 の 場 所  
緑 区 白 山 一 丁 目 545 番 の 3 及 び 545 番 の 4 並 び に 1,451 番 の 51  
及 び 1,452 番 の 17 の 各 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
三 村 力 雄

## 横 浜 市 公 告 第 80 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 12 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 5 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.80 m
- 5 指 定 の 場 所  
緑 区 東 本 郷 六 丁 目 1,247 番 の 17
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ エ ス テ ー ト  
代 表 取 締 役 村 上 栄 二

横 浜 市 公 告 第 81 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
平 成 30 年 8 月 16 日
- 2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 す る 道 路 の 延 長  
31.50 m
- 4 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 生 麦 一 丁 目 180 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 名 前  
勝 総 合 開 発 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 小 勝 太 郎

## 横 浜 市 公 告 第 82 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止年月日  
令和元年5月24日
- 2 廃止する道路の幅員  
4.00 m
- 3 廃止する道路の延長  
7.51 m
- 4 廃止の場所  
港南区下永谷三丁目 2,617 番の一部
- 5 申請者の氏名  
西 木 浩 明

横 浜 市 公 告 第 83 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 5 月 28 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
6.58 m
- 4 廃 止 の 場 所  
金 沢 区 町 屋 町 151 番 の 2 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ラ イ フ サ ー ビ ス  
代 表 取 締 役 永 作 淳 治

## 横 浜 市 公 告 第 84 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止年月日  
平成30年8月29日
- 2 廃止部分の道路の幅員  
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長  
12.61 m
- 4 廃止の場所  
神奈川県大口仲町205番の1の一部
- 5 申請者の名前  
朝木和祥

区 告 示

神奈川区告示第1号（令和元年5月16日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月16日

横浜市神奈川区長 高 田

靖

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	北 島 計 一 郎 神 奈 川 区 松 ヶ 丘 39 番 地 の 4	富 永 誠 神 奈 川 区 松 ヶ 丘 78 番 地

港南区告示第1号（令和元年5月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、百合ヶ丘ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月17日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	徳 勢 正 昭 港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 1 番 12 一 404 号	山 口 茂 樹 港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 1 番 11 一 204 号
区域	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 1 番 1 号 から 1 番 17 号 まで、3 番 29 号、 3 番 31 号 から 3 番 33 号 まで、3 番 35 号 か ら 3 番 44 号 まで、3 番 49 号、3 番 50 号、 3 番 63 号 から 3 番 67 号 まで、3 番 70 号、 4 番 1 号、4 番 2 号 、6 番 28 号 から 6 番 31 号 まで、13 番 1 号 か び 13 番 7 号 並 び に 下 永 谷 五 丁 目 60 番 23 号 、60 番 25 号、60 番 2 号、60 番 28 号、61 番 番 6 号、61 番 10 号 か ら 61 番 12 号 まで、61 番 14 号 及 び 61 番 22 号 ま での 区 域	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 1 番 1 号 から 1 番 17 号 まで、3 番 29 号、 3 番 31 号 から 3 番 33 号 まで、3 番 35 号 か ら 3 番 44 号 まで、3 番 47 号、3 番 49 号、 3 番 50 号、3 番 63 号 か び 3 番 67 号 まで、 3 番 70 号、4 番 1 号 、4 番 2 号、6 番 28 号 か び 6 番 31 号 まで 、12 番 1 号、12 番 2 号、13 番 1 号 から 13 番 3 号 まで 及 び 13 番 7 号 並 び に 下 永 谷 五 丁 目 60 番 23 号、60 番 25 号、60 番 26 号、60 番 28 号、61 番 2 号、 61 番 4 号、61 番 6 号 、61 番 10 号 か び 61 番 12 号 まで、61 番 14 号 及 び 61 番 22 号 の 区 域



神奈川区告示第2号（令和元年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、高島台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月21日

横浜市神奈川区長 高 田

靖

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	千 葉 隼 敏 神奈川区高島台1番 地の5	森 雄 治 神奈川区高島台11番 地の9

神奈川区告示第4号（令和元年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、鳥越町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月22日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	谷 合 司 吉 神奈川区鳥越2番地 の2	高 畠 博 神奈川区鳥越27番地

西 区 告 示 第 2 号 ( 令 和 元 年 5 月 22 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 浅 間 町 四 丁 目 東 睦 会 から 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 5 月 22 日

横 浜 市 西 区 長 寺 岡 洋 志

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	大 塚 秀 雄 西 区 浅 間 町 4 丁 目 33 1 番 地 の 10	塩 瀬 紘 一 西 区 浅 間 町 4 丁 目 34 0 番 地 の 6

鶴見区告示第3号（令和元年5月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上末吉五丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月23日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	松 尾 忠 夫 鶴見区上末吉五丁目 25番9号	佐々木 泰 広 鶴見区上末吉五丁目 22番13号

緑区告示第1号（令和元年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、鴨居第八地区自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市緑区長 小野崎 信 之

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齊 藤 嘉 輝 緑区鴨居町 900 番地 の 4	織 裳 昇 緑区鴨居町 2,349 番 地

緑区告示第2号（令和元年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東本郷日鋼自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市緑区長 小野崎 信 之

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	前 田 一 緑区東本郷一丁目32 番7号	川 崎 道 夫 緑区東本郷一丁目15 番12号

泉区告示第3号（令和元年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中田踊場自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市泉区長 額 田 樹 子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安西久信 泉区中田南一丁目9 番19号	飯島四朗 泉区中田南一丁目15 番3号

泉区告示第4号（令和元年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、西が岡第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市泉区長 額 田 樹 子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	野 村 優 子 泉区西が岡一丁目11 番地の38	戸 辺 正 子 泉区西が岡一丁目2 番地の3



泉区告示第5号（令和元年5月24日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富士見丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月24日

横浜市泉区長 額 田 樹 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	廣 木 千 明 泉区中田北三丁目19 番6号	永 川 千 尋 泉区中田東四丁目33 番3号

戸塚区告示第3号（令和元年5月28日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年5月28日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	木 寅 晃 志 戸塚区戸塚町 4,429 番地の12	木 内 剛 戸塚区戸塚町 4,421 番地の11

交 通 局

交 通 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り  
、 次 の 者 を 平 成 31 年 4 月 25 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 元 年 6 月 5 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 城 博 俊

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 滝 頭 営 業 所	運 輸 職 員	林 清 登	停 職 2 月
自 動 車 本 部 港 南 営 業 所	運 輸 職 員	山 崎 洋 一	減 給 1 号
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	上 野 浩 司	戒 告